

真庭市国土強靱化地域計画 骨子

● 国土強靱化の取組

平成25年12月	国	「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行
平成26年6月	国	「国土強靱化基本計画」を策定
平成28年3月	県	「岡山県国土強靱化地域計画」を策定
令和2年11月	市	庁内連絡会議の設立、庁内プロジェクトチームの設置
令和3年3月	市	「真庭市国土強靱化地域計画」を策定

● 計画の位置づけ

◆ 本計画は、国土強靱化基本法の第13条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定する。

◆ 真庭市第2次総合計画のもとに位置づけ、様々な分野の主要計画と**整合**を図るものとする。

◆ 国の基本計画と県地域計画との**調和**を保つものとする。

第2次真庭市総合計画

多彩な真庭の豊かな生活
「真庭ライフスタイル」を目指して

政策体系の主要計画

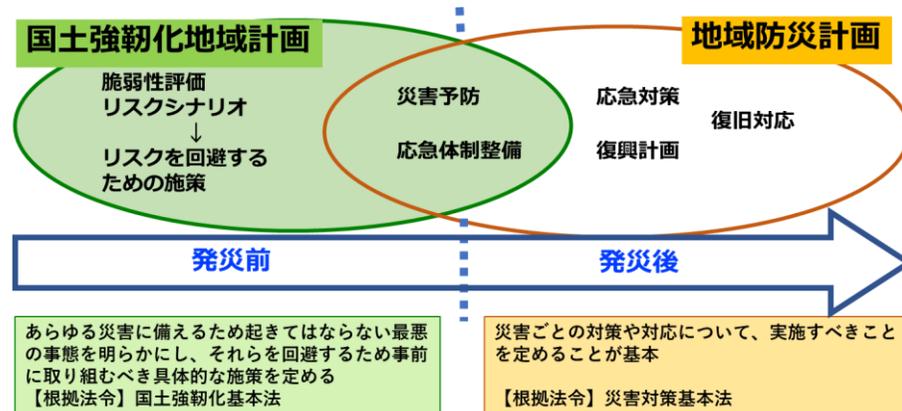
- 地域防災計画
- 教育振興基本計画
- 都市計画マスタープラン
- 経済産業ビジョン
- 地域福祉計画
- ...

整合

調和

国土強靱化
基本計画
● 岡山県国土強靱化地域計画

● 本計画と地域防災計画との関係



推進期間 令和3年度から令和7年度までの概ね5年間

● 4つの基本目標

本計画では、国の基本計画と県地域計画を踏まえて、以下の4つの基本目標を定める。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
4. 二次災害を防ぐための迅速な復旧復興を図ること

● 基本目標を達成するための《事前に備えるべき8つの目標》

本計画では、大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標を定める。

大規模自然災害が発生した時	目標1	人命の保護が最大限図られる
大規模自然災害の発生直後	目標2	救助、救急、医療活動が迅速に行われること
	目標3	必要不可欠な行政機能は確保すること
	目標4	必要不可欠な情報通信機能は確保する
大規模自然災害の発生後	目標5	経済活動を機能不全に陥らせない
	目標6	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
	目標7	重大な二次災害を発生させない
	目標8	地域社会、経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する

● 想定する大規模自然災害

本計画の策定にあたり想定する大規模自然災害は、以下の方針とする。

- 国の基本計画と同様、大規模自然災害を対象とする。(原子力事故やテロ等、自然災害以外のリスクは対象外)
- 市内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を想定する。
- 国全体の強靱化への貢献という観点から、周辺地域への支援が必要となる大規模な地震など、市外における大規模自然災害も対象とする。

● リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

真庭市の特性を踏まえ、起きてはならない最悪の事態として32のリスクシナリオを設定した。

(次ページ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
目標1	人命の保護が最大限図られること	1-1	大地震での住宅・建物の倒壊や大規模火災での死傷者の発生
		1-2	ゲリラ豪雨等での浸水による死傷者の発生
		1-3	土砂災害(土石流・崖崩れ)等による死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
目標2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・電力・燃料等、物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境による被災者の健康悪化・死者の発生
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が伝達できない事態
		4-3	情報機能停止し、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動等への影響
		5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による商取引等への影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
目標6	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給(発電電、送配電設備)や石油・LPガス等の機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
目標7	重大な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通が麻痺する事態
		7-3	ため池、ダム等の損壊・土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
目標8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量の災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態
		8-2	人材(専門家、労働者)の不足で復旧・復興が遅れる事態
		8-3	文化財や環境の喪失、地域コミュニティの衰退・損失 地域コミュニティの強化、文化財の防災対策の推進



リスクシナリオごとの推進方針
住宅・病院・学校等の公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策、道路施設の防災対策、空き家対策、防火対策・消防力強化、避難場所の指定・確保、避難行動支援
河川改修等の治水対策、河川関連施設等の防災対策、警戒避難体制の整備
警戒避難体制の整備(土砂災害)、土砂災害対策施設の整備・老朽化対策、農山村地域における防災対策
道路交通の確保、消防力の強化
支援物資等の供給体制の確保、防災拠点の整備、水道施設の防災対策、食料生産体制の強化
集落の孤立防止対策、孤立集落発生時の救援体制の構築、代替輸送手段の確保、情報通信の確保
災害対策本部機能の強化、救助・救急活動等の体制強化、支援物資等の供給体制の確保
防災拠点の整備、帰宅困難者の避難確保、支援物資等の供給確保、防災情報提供体制の強化
災害発生時における医療提供体制の構築、要配慮者への支援等、道路施設の防災対策
感染症対策、下水道施設の機能確保、廃棄物処理施設の機能確保
支援物資等の供給体制の確保、防災拠点の整備、感染症対策
地域の治安の維持、協働支援事業
庁舎等における機能の確保、行政情報連絡体制の強化、災害対策本部の強化、防災訓練の推進
情報通信基盤の耐災害性の強化、電力の供給停止対策
情報伝達手段の多様化
行政情報連絡体制の強化、住民等への情報伝達強化、関係機関の連携強化・防災訓練の推進
企業における業務継続体制の強化、農林水産物の流通対策、物流機能の維持・確保、道路施設の防災対策
エネルギー供給体制の強化、道路施設の防災対策、企業における業務継続体制の強化
金融機関の耐災害性の強化
被災農林業者の金融支援、食料流通機能の維持・確保、食料生産体制の強化
エネルギー供給体制の強化、再生可能エネルギーの導入促進、企業における業務継続体制の強化策
水道施設の防災対策
下水道施設の機能確保、合併処理浄化槽への転換の推進
道路施設の防災対策、公共交通・広域交通の機能確保、地籍調査の推進
防火対策・消防力強化
沿線建築物の耐震強化
ため池・ダム等の防災対策
有害物質の流出・拡散防止対策、有害物質流出時の処理体制の構築
荒廃農地の発生防止・利用促進、森林資源の適切な保全管理、農山村地域における防災対策
災害廃棄物の処理体制の構築
災害ボランティア受入体制等の構築、災害対応の受入体制の構築、農林産業の担い手の育成・確保
地域コミュニティの強化、文化財の防災対策の推進